

<一般委託>

くりはま花いっぱい整備業務(一般委託)仕様書

くりはま花いっぱい整備業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、当該区域内の土壌改良〔施肥(元肥)、耕起・耕耘〕、コスモス・ポピー等の播種、灌水、除草、中耕等を施行するものである。なお、整備区域941㎡のうち、190㎡はボランティアが種まきから刈取りまでの栽培管理を行い、405㎡は除草のみ行うものである。
2	履行期間	契約の日から平成31年3月22日まで
3	施行場所	横須賀市神明町1番地ほか
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	本業務労務単価及び一部の資材単価は平成30年3月臨時改定単価です。それ以外の資材費等は1月改定単価を採用しています。
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は、前期・後期の2回払いで、各回業務終了後、受託者の請求により精算する。ただし、前期の支払額に一円未満の端数を生じた時は、後期で精算するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	環境政策部公園管理課 担当 中田 喜吉 電話 046-822-8515(直通)、(内線2525)

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
---	---

## くりはま花いっぱい整備業務内容

- 1 業務概要 本業務は、整備区域の草刈、土壌改良{施肥（元肥）・耕起・耕耘}、播種、灌水、除草及び中耕等を施行するものである。
- なお、整備区域（941 m<sup>2</sup>）のうち、190 m<sup>2</sup>はボランティアが種まきから刈り取りまでの栽培管理を行うものである。
- また、整備区域からボランティア栽培管理区域を除いた 751 m<sup>2</sup>のうち 405 m<sup>2</sup>については、除草のみ実施するものとする。

ボランティア栽培管理区域	190 m <sup>2</sup>
除草区域	405 m <sup>2</sup>
業者栽培管理区域	346 m <sup>2</sup>
花の道整備区域	合計 941 m <sup>2</sup>

### 2 業務内容【前期（6月～9月末）・後期（10月～翌3月22日）】

#### ①-1 機械除草（肩掛け式）

機械除草を行う。草刈・集草・積込・運搬・処分を含む。

#### ①-2 機械除草（肩掛け式）

播種しない区域の機械除草を行う。草刈・集草・積込・運搬・処分を含む。

#### ②除草処分

ボランティアが抜いた草を処分するものである。区画内においてある草を積込・運搬・処分を含む。

#### ③施肥（元肥）

草刈処理後、施肥（元肥）として、本市が支給した肥料等を均一に散布する。

#### ④耕起・耕耘（耕耘機0.4t）

肥料・土壌改良材散布後、耕耘機（0.4t）で3回耕起・耕耘する。平均耕耘の深さ 20cm。耕耘後、ゴロ土やゴミを除去の上、花壇の表面をきれいに均すこと。

#### ⑤区画線引き

区画線引きは、ボランティアのグループ毎に区画割するもので、既設区画線を撤去し、トラロープ（新品）を使用し、両端をアンカー等で固定すること。

#### ⑥播種（人力播種）

人力により種を均一に播く。播く方法は、筋播きとし、道路に直角に平均畝間を 60cm とする。指や棒で数ミリの深さのみぞをつくり、そのみぞに種を播く。

播種後、種が見えない程度に覆土する。覆土後、手で播いたところをおさえる。

播種後、水をたっぷり（ $m^2@10$  以上）施す。水は、花の道に設置してある散水栓の水道を使用する。ホースの水圧が低いところはタンクに汲んで動噴で散水する。水を汲んで運搬する手間・動噴損料も本契約に含まれる。

人力播種には、床土への播種、覆土、灌水、片付けを含む。

発芽が悪いところは速やかに追い播きする。

#### ⑦灌 水 工

一気に発芽させるため、乾燥が続いている時は、芽が出そうまでまめに灌水を行う。

また、日照りが続いた場合等の状況を判断して灌水を行う。 $m^2@10$  以上施す。

水は、花の道に設置してある散水栓の水道を使用する。ホースの水圧が低いところはタンクに汲んで動噴で散水する。水を汲んで運搬する手間・動噴損料も本契約に含まれる。

#### ⑧人力除草

雑草が繁茂する前に、株の周りの人力除草を行う。集草・積込・運搬・処分まで含む。

#### ⑨中耕工

畝間を三角鎌で雑草を削り取る。削り取った雑草を三角鎌で畝間を耕しながら土の中にすき込む。中耕は、雑草が花の生育に支障をきたさないように行う。

雑草が大きくなってすき込めない時は搬出すること。集草・積込・運搬・処分まで含む。



※業務 (10月～翌3月22日) ポピー

- ① - 1 機械除草 (肩掛け式) : 1 回 346 m<sup>2</sup>  
941 m<sup>2</sup> - (19 区画 × 10 m<sup>2</sup> + 405 m<sup>2</sup>) = 346 m<sup>2</sup>
- ① - 2 機械除草 (肩掛け式) : 2 回 810 m<sup>2</sup>  
405 m<sup>2</sup> × 2 回 = 810 m<sup>2</sup>
- ② 除草処分 : 1 回 190 m<sup>2</sup>  
19 区画 × 10 m<sup>2</sup> = 190 m<sup>2</sup>
- ③ 施肥 (元肥) 536 m<sup>2</sup>  
941 m<sup>2</sup> - 405 m<sup>2</sup> = 536 m<sup>2</sup>  
・ 肥料 m<sup>2</sup>@0.1kg を散布
- ④ 耕起・耕耘 (耕耘機 0.4 t) 536 m<sup>2</sup>  
941 m<sup>2</sup> - 405 m<sup>2</sup> = 536 m<sup>2</sup>
- ⑤ 区画線引き 150 m
- ⑥ 播種 (人力播種) 346 m<sup>2</sup>  
941 m<sup>2</sup> - (19 区画 × 10 m<sup>2</sup> + 405 m<sup>2</sup>) = 346 m<sup>2</sup>  
ポピーの播種において使用する種子は、シャーレーポピー (m<sup>2</sup>@0.3 ml)  
播種用増量材として ピートモス (m<sup>2</sup>@0.3 ㍓) とする。
- ⑦ 灌水工 : 2 回 230 m<sup>2</sup>  
(941 m<sup>2</sup> - 19 区画 × 10 m<sup>2</sup> - 405 m<sup>2</sup>) ÷ 0.6m × 0.2m × 2 回 ≒ 230 m<sup>2</sup>
- ⑧ 人力除草 : 2 回 230 m<sup>2</sup>  
(941 m<sup>2</sup> - 19 区画 × 10 m<sup>2</sup> - 405 m<sup>2</sup>) ÷ 0.6m × 0.2m × 2 回 ≒ 230 m<sup>2</sup>
- ⑨ 中耕工 : 2 回 461 m<sup>2</sup>  
(941 m<sup>2</sup> - 19 区画 × 10 m<sup>2</sup> - 405 m<sup>2</sup>) ÷ 0.6m × 0.4m × 2 回 ≒ 461 m<sup>2</sup>

### 3 一般事項

- (1) 業務施行にあたり、業務計画書を提出し監督員の承認を得ること。  
業務計画内容を変更する時は、監督員と協議し変更内容を文書で提出すること。
- (2) 受託者は本仕様書に基づき、業務内容を速やかに履行すること。
- (3) 花壇管理業務の目的及びその管理業務が及ぼす影響の大きさを十分認識し、特に生き物としての花に対する細心の注意と愛情を持って業務に取り組むこと。
- (4) 業務作業時には、一般通行者等の安全には十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合には受託者の責任において処置するとともに監督員に速やかに報告すること。
- (5) 当該花壇で発生したゴミや抜き取った草花等は、本市規定により分別収集し、市の指定の処理場まで運搬・処分する。  
ゴミを運搬処理する際、ゴミ等を散乱させないように十分に注意すること。  
なお、持込料は本契約に含まれる。
- (6) 下請負者について、必要とする場合は本市の承諾を得ること。
- (7) 作業予定に変更を生じた場合は、速やかに監督員と協議を行うこと。
- (8) 本業務に用いる機械器具および消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
- (9) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
- (10) 写真は、材料写真、各作業の施工前、施工中、施工後の写真を撮ること。
- (11) 本仕様書に明記ない事項で、疑義を生じた場合は、監督員と協議し、遺漏のないよう施工すること。

くりはま花いっぱい (花壇面積 941 m<sup>2</sup>)

活動区域

